

お問い合わせいただいた事項へのご回答

2019年12月11日
資源エネルギー庁 原子力発電所事故収束対応室

ALPS 処理水に関する意見交換会にていただいたご質問につきまして、以下の通りご回答いたします。

1. ご質問内容

廃止措置の終了までに ALPS 処理水の処分を終える必要があるのはなぜか。

2. ご回答

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置につきましては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)において以下の通り記載されております。このうち、ALPS 処理水の処分は「核燃料物質によつて汚染された物の廃棄」に該当するため、廃止措置の終了までに ALPS 処理水の処分を終える必要があると考えております。

<原子炉等規制法 第四章 第二節 抜粋>

(廃止措置実施方針)

第四十三条の三の三十三 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転を開始しようとするときは、当該発電用原子炉の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉の廃止に伴う措置(以下この節において「廃止措置」という。)を実施するための方針(以下この条において「廃止措置実施方針」という。)を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 発電用原子炉設置者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

以上